

編集部特別企画

平井デジタル改革担当大臣室長 浅岡参事官に聞く

デジタル庁が行政・企業・税理士
にもたらす変革とは？平井デジタル改革担当大臣／情報通信技術
(IT) 政策担当大臣／内閣府特命担当大臣
(マイナンバー制度)

大臣室長 内閣参事官 浅岡 孝充 氏



コロナ禍を機に、日本全体がデジタル化に大きく舵を切った。経理をはじめ企業のバックオフィス業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）が急速に進む中、菅政権の目玉政策として本年9月にデジタル庁が発足する。

デジタル庁設置法をはじめとするデジタル改革関連法により、国や地方の行政、そして企業や税理士等の専門家にとどのような影響を与えるのか。国税庁人事課や財務省税制第一課、内閣官房番号制度推進室を歴任し、マイナンバー制度の第一人者として“ミスター・マイナンバー”とも呼ばれ、現在は平井デジタル改革担当大臣室長として政府のIT政策の最前線に立つ浅岡孝充氏に、本誌は単独インタビューを行った。

*本文中敬称略。写真撮影時のみマスクを外していただきました。

1 デジタル庁構想

■誰一人取り残さないデジタル化でUXを徹底

【編集部】 デジタル庁発足の背景や、期待される役割、展望を教えてください。

【浅岡】 平成28年からマイナンバー制度を本格的に開始し、世界最先端のIT大国を目指してきましたが、コロナ禍でITの活用が全くできていないのが露呈しました。その原因のひとつは縦割り行政の限界にあります。役所ごとに任せていては、各サービスが繋がらずデジタルの力が発揮できません。現状は、“エンドツーエンド”で国民が望むサービスを提供できていないと思います。

これまででも、デジタルのシステム自体はでき

ていたと思いますが、肝心のサービスが成っていない。デジタル庁が目指すのは、国民に評価されるデジタルサービスをつくることです。『誰一人取り残さないデジタル化によるUX (User eXperience: サービスを通じて得るユーザー体験)』を徹底していきます。また、国全体のデジタル投資をデジタル庁が監督することで、役所ごとの無駄な投資をなくしていきます。国だけでなく地方自治体、そして公共的分野の医療や教育なども含めて、日本全体のデジタル化を進めるのがデジタル庁の使命です。

■電子インボイスの仕様標準化をデジタル庁が主導

【編集部】 令和5年より電子インボイスが導入されますが、デジタル庁は電子インボイスにど

のように関わっていくのでしょうか。

【浅岡】 令和5年よりインボイス制度が始まることで、電子インボイスが導入されます。従来の縦割り行政ですと、制度は財務省、執行は国税庁、例えば中小企業共通EDI (Electronic Data Interchange: 電子データの交換) 等の取引データの仕組みの普及等の民間とのやりとりは経済産業省、といったバラバラの対応となり、電子インボイスという新しい制度を取り入れることについて、誰が音頭をとって進めていくのかということになります。

そうすると、ベンダー企業各社が独自のフォーマットを作り、ユーザー同士はスムーズにデータをやりとりすることができない電子インボイスにもなりかねません。『便利じゃないから使えない』、『紙(インボイス)での作業が大量発生』、『インボイス導入で手間が増え生産性が下がった。誰がこんな制度を作ったのか』、インボイス制度の導入が決まった時から、こうした懸念の声はありました。そこで、まずは内閣官房IT総合戦略室が指揮をとり、民間のベンダー各社を集めた電子インボイス推進協議会(EIPA)と共に電子インボイスの円滑な実施を目指して、標準フォーマットの作成に当たっており、今後はデジタル庁がその役目を担っていきます。

今は中小企業も多くの外国企業と取引をしています。電子インボイスも日本だけで考えるのではなく、諸外国の企業と取引データをつなげることを考える必要があり、世界とつながるルールメイキングをしなくてははいけません。外国企業と日本企業がデータでつながるためのルール、そして日本企業のデータを守るルール、これらを決めていくのもデジタル庁の仕事だと思っています。

■効率化で終わらない、利益を生むDX

【編集部】 取引データの標準フォーマットという点では、これまでも中小企業共通EDI等がありましたが、電子インボイスは何が違うのですか。

【浅岡】 ただ標準フォーマットを作るだけでは、昔からある中小企業共通EDIと変わりません。何が違うのかというと、電子インボイスでは、データ送信のやり方までが「Peppol(ペポル)」(詳細はNo.3644等)というひとつの仕組みに決まっていることです。

これにより、電子インボイスのアプリケーションが作成可能となり、アプリベースでデータのやりとりができることになります。例えば、海外では、ユーザーが無料で使える電子インボイスのアプリがあります。無料なら中小企業も使ってみようとなると思います。なぜ無料でアプリを使えるかというと、アプリでやりとりする取引データを金融機関に提供することをユーザーが事前に承諾することで、金融機関がアプリ業者に情報提供料として金銭を支払う仕組みになっているからです(【参考1】)。

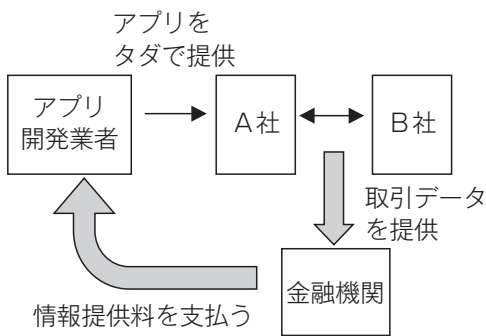
金融機関にとっては、『この中小企業は大企業の●●社と多額の取引をしている』といったことなどが容易にわかり、『貸倒れリスクが低い企業だから、金利を下げて多額の貸付けをしていいな』といったように、有力な貸付先を見つけたビジネスチャンスが生まれます。そういうエコなシステムが日本でもできると考えています。

取引先等の関係者以外にはデータを見られたくないという考えがありますが、世界のDXの流れとしては、むしろ取引データを利活用して利益を得るという発想です。これまで、バックオフィス業務はコストでしかなく、電子化でそのコストの削減を図るという考えでしたが、その作業、業務プロセス自体が自分たちに利益を

生む可能性があり、それがあべき DX の姿なんです。特にスタートアップ企業など、技術やアイデアはあるのに信用力や資金力がないといった企業にとっては、今の DX の流れはビジネスチャンスだと思います。

このように民間企業のデジタル化、データの利活用という点にも密接に関わってくる DX をデジタル庁はやろうとしています。

【参考1】アプリケーションを使った電子インボイスデータの利活用の例（イメージ）



■“60秒でスマホ申告”を真面目に考え実現するのがデジタル庁

【編集部】 国のデジタルサービスで利用者が多いのは国税庁の e-Tax だと思いますが、今後も進化していくのでしょうか。

【浅岡】 e-Tax がスマホで利用できるようになったのは素晴らしいですが、ユーザーにとってはまだ便利になりきってはいないと思います。ある国会議員の先生は、国会質疑で e-Tax での確定申告に6時間かかったと発言され、平井大臣のスタッフも60分かけても申告できなかったことが明らかになりました。私はスマホで60秒で申告できる仕組みを作らなくてはいけないと思っていますが、これまで、スマホで60秒で申告できるようにするにはどうしたらいいのかを真面目に考えたことはないと思います。そういうことを真面目に考えて実現するのがデジタル庁の役目です。

今後はデジタル庁が各省庁のデジタル関係の予算の割当てを決めるので、極端な話、スマホで60秒で申告ができないなら予算をつけないということもできるわけです。もちろん、e-Tax の仕組みを変えるのはそう簡単ではないこともわかっています。来年からすぐ実行できることもあれば、KSK（国税総合管理システム）の刷新とセットで行うなど腰を据えて取り組むことや、制度そのものを変えなくてはいけないこともあるでしょう。

各省庁には、デジタルサービス等のあり方を深掘りして考えてもらう必要があります。

2 税理士等の国家資格などでのマイナンバー利活用

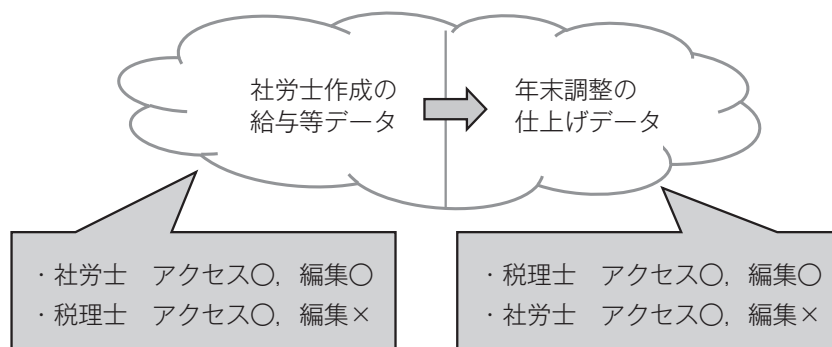
■“資格のデジタル化”でクラウドデータの利用を促進

【編集部】 デジタル改革関連法では、デジタル庁の発足の他にもマイナンバー法の改正等が盛り込まれています。税理士等の国家資格の事務等に関して、マイナンバーの利用や情報連携を可能とすることについては（【参考3】②）、こういった効果を期待しているのでしょうか。

【浅岡】 最近、税務会計や給与計算、労務等の分野でクラウドの利用が急速に進み、“国家資格のデジタル化”が必要と考えており、その点で税理士等の国家資格者のマイナンバーの利用や情報連携を図ります。

例えば、年末調整の業務は税理士の業務か、社会保険労務士の業務か、といった“業際問題”が話題になることがあります。しかし、クラウド上に給与等データがある場合、社会保険労務士と税理士がそのクラウドにアクセスし、データを確認することになりますので、クラウド上でここまでのデータは社会保険労務士が確認できる、ここから先のデータは税理士が確認

【参考2】 税理士・社会保険労務士のクラウドデータへのアクセス（イメージ）



▶ 資格者のマイナンバーを活用しアクセス権限等を証明

できる、というように、クラウド上でのアクセス権限のレベルや対象を変えることにより、業
際問題は生じなくなるんじゃないのかなと。ゼ
ロイチベースでどちらの業務というのは不毛
で、社会保険労務士が責任を持って作成した
データに税理士はアクセスすることができます
が、その社会保険労務士が作成したデータを書
き換えることはできないといった具合です(【参
考2】)。

そのクラウドにアクセス権限がある顧問税理
士であることを認証する仕組みが必要となりま
すが、税理士バッジに代わって、アクセス権限
を持つ税理士であることを証明するために個人
のマイナンバーと紐づけた“デジタルな資格”
を用意するわけです。医療の世界のクラウドは
もっと複雑になります。医師は患者のデータ全
てにアクセスできるが、看護師はここまで、介
護福祉士は一部のデータに限る、といったイ
メージですね。

こうしたクラウドデータへのアクセス権限の
管理という点で、国家資格をデジタル化しデー
タベースとして管理しなければなりません。

■グループ会社間での出向時にマイナン バーの再提供は不要に

【編集部】 転職時等に会社間でその従業員の特

定個人情報（マイナンバー等）の提供を可能と
する制度について（【参考3】③），その狙いを
教えてください。

【浅岡】 これは経済団体から要望されたもので
す。親会社から子会社に出向するといった話は
よくありますが、同じグループ会社間の異動で
も、別法人なので、基本的に従業員はその出向
先の別会社に再度マイナンバーを提出すること
になります。

しかし、グループ会社全体としてみると、そ
のマイナンバー情報はそのグループに対しては
既に提供されているため、グループ会社間での
マイナンバーの共有を認めることにより、形式
的に、グループ会社間で従業員の所属する会社
が変わったことをもって、マイナンバーを再度
提出させるという無駄な手続きはなくそうとい
う考えです。

3 預貯金口座へのマイナンバーの付 番等について

■給付金の自動支給を可能とする制度に

【編集部】 公的給付金支給口座の登録等の制度
（【参考3】⑤）の狙いを教えてください。

【浅岡】 公的給付金支給口座の登録等の制度に
ついては、給付金の支給を迅速に行うことを目

的として、将来的にプッシュ型（申請等のアクションは不要で、自動的に給付金が支払われる仕組み）での支給を可能とするために必要な仕組みです。

■将来的に口座付番の義務化の可能性も

【編集部】 預貯金者の同意を前提に、預貯金口座にマイナンバーを紐づけて管理する制度等（【参考3】⑥）ができますが、期待される効果は为什么呢。また、今回は預貯金者の希望に応じて付番がされますが、将来的に預貯金口座への付番が義務となることも考えられるのでしょうか。

【浅岡】 預貯金口座へのマイナンバーの付番には、社会保障・税の公平性確保の観点のほか、デジタルの観点からは2つの側面があると考えます。1つは行政側のメリットです。例えば、税務調査など、カナ氏名で目的の預貯金口座を探し当てる場合と比べ、マイナンバーと口座が紐づいていれば、確実に預貯金口座を探すことができます。

次に、銀行のDXの観点です。某メガバンクでは、税務署など行政による預貯金口座の情報照会が増える時期には、200人～400人程度がその照会の対応に従事することがあるようです。銀行も行員を削減していく流れの中、行政による照会に対応するために人員を割くことはできません。この点、マイナンバーを預貯金口座に付番することで、この行政照会への対応に係る時間も相当減ると考えられます。マイナンバーにより口座を整理することもでき、銀行の口座管理のコストも削減されます。また、マネーロンダリング（資金洗浄）対策としても有効と考えられ、金融機関からもマイナンバーの付番を望む声が聞かれます。

将来的には、預貯金口座のマイナンバーの付番を義務付けることはできなくないと思いま

す。ただ、付番を義務とするのに何が“トリガー”となるのか。今は国民の理解を得ながら進めるべき段階であり、義務化に向かう実効性のあるトリガーがない状況だと思っています。個人的には、国際的にマネーロンダリング対策を強化する流れにあるので、将来的にはその観点で付番を義務化するというのもひょっとしたらあり得るのではないかと考えています。

もっとも、付番を義務化したとしても、口座開設者と連絡がとれないケースもあります。すべての預貯金口座に法律で付番を義務付けても、すべての口座をマイナンバーと紐づけることは難しいと思います。つまり、実効性の問題です。もし付番を義務化するのであれば、ある程度付番を進め、付番ができていない口座に対してどう対応するかを議論する、といった流れになるのかなと思います。

4 マイナンバー利活用の方向性

■マイナンバーの利用分野は今後も広がる

【編集部】 預貯金口座への付番などに続き、今後もマイナンバーの利活用の場面は広がっていくのでしょうか。

【浅岡】 今後もマイナンバーを利用する場面は広がっていくと思います。もっとも、マイナンバーを会社や金融機関などに国民が直接提供するという国民の目に見える使い方ではなく、行政機関等のバックオフィスで情報のやり取りをするための基盤として、マイナンバーが使える分野は確実に広がっていくでしょう。

例えば、新型コロナウイルスのワクチン接種についても、今の仕組みは接種券とマイナンバーが紐づき適切に接種対象者等の管理ができており、接種会場でマイナンバーを提供してもらう必要はありません。先ほどの税理士等のマイナンバーの利活用の場面も同様で、税理士等

がクラウド上のデータにアクセスする際に、自分のマイナンバーを提供することはありません。

5 終わりに

■トライ&エラーが重要、DXは朝令暮改でよい

【編集部】 経理業務などのDXに取り組む読者に一言お願いします。

【浅岡】 『トライ&エラー』が大事です。“失敗するくらいならやらない”ということにならないように。昔は、物事に着手して、失敗したら

挽回できないという状況もありましたが、今はとにかくプロトタイプを作り、うまくいかないなら作り直すということがデジタルを活用することでやりやすくなりました。

会議であだこうだ言う前に、やり始めましょう。『朝令暮改』でいいんです。昔は、“朝決めたことを夕方変えるはとけしからん”，ということでしたが、今は『トライ&エラー』で良いものを作っていこうという世の中が変わってきていると思います。僕ら世代やその上の世代が時代の動きをキャッチアップしていかないと、DXは進みません。

(了)

【参考3】 デジタル改革関連法の概要

デジタル社会形成基本法	① デジタル社会の形成に関し、基本理念及び基本方針、国・地方・事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画を策定する（施行日：令和3年9月1日）。
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	② 税理士等の国家資格（32資格）に関する事務等におけるマイナンバーの利用等を可能とする（施行日：公布日から4年以内）。 ③ 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする（施行日：令和3年9月1日）。
デジタル庁設置法	④ デジタル庁は内閣直属の組織で、トップは内閣総理大臣。国の情報システムや地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を行う（施行日：令和3年9月1日）。
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	⑤ 預貯金者は、公的給付の支給を受けられる一の預貯金口座をマイナポータルからオンライン申請等しマイナンバーとともに登録を受けられる等（施行日：公布日から2年以内、特定公的給付に係る規定は公布日）。
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	⑥ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番を行い、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設。相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設（施行日：公布日から3年以内）。
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	⑦ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、その基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築（施行日：令和3年9月1日）。